

- ※ 役場で直接に保険証の交付を希望される方は、住民課国保係（☎ 821-1111 内線246）までお申し込みください。
- ▼ 紛失や破損の場合は、国保係で再交付を受けましょう。
- ▼ 職場の健康保険に入った時は国保係に届け出しましょう。
- ▼ 受診の際は必ず保険証を持参しましょう。
- ▼ 保険証が交付されたら内容を確認しましょう。
- ▼ 保険証の取扱いについてのお願い

新しい保険証は、地区総務員さんを通じて配布しますので、**4月1日**以降は新しい保険証をご利用ください。なお、古い保険証は、地区総務員さんもしくは住民課国保係に返却してください。また、学生にはマル学保険証が交付されますので、4月1日以後に発行された在学証明書を持参し、国保係窓口までおいでください。

あなたが今お持ちの国民健康保険被保険者証（退職被保険者証含む）は、**3月31日**で有効期限が切れ、新しい保険証が交付されます。

# 国保の保険証が更新されます

**こんな時は必ず(14日以内に)届け出を!**

こんなとき		持参するもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	印鑑・転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	印鑑・健保の離脱証明書
	生活保護をうけなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	印鑑・保険証・母子健康手帳
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出したとき	印鑑・保険証
	他の健康保険に加入したとき	印鑑・国保と健保の保険証
	生活保護を受けることになったとき	印鑑・保護開始決定通知書・保険証
	死亡したとき	印鑑・保険証・死亡を証明するもの
その他	退職者医療制度に該当したとき	印鑑・年金証書・保険証
	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	印鑑・保険証
	修学のため、子どもが他の市区町村に下宿するとき	印鑑・保険証・在学証明書

## “老人保健からのお知らせ”

### 老人保健医療受給者証

### が更新されます

広報2月号でお知らせしたとおり、あなたが今お持ちの老人保健受給者証の有効期限は、平成10年3月31日までとなっていますので、**4月1日**からは新しい老人保健受給者証が必要になります。

町老人保健では下記のとおり、老人保健受給者証の更新手続きを行ないますので、今お持ちの老人保健受給者証・印鑑・保険証をお持ちのうえおいでくださいますようお知らせいたします。

#### 老人保健受給者証更新日程表

期日	平成10年3月23日(月)	平成10年3月24日(火)	平成10年3月25日(水)
時間	午前9時30分～午後3時	午前9時～午後4時30分	午前9時30分～午後3時
場所	大総会館	文化会館	上堺会館

老人保健法 医療受給者証	
市町村番号	2 7 1 2 0 8 2 3
受給者番号	
受給者居住地	
氏名	
生年月日	年 月 日 男女
法第25条第1項第2号の認定年月日	年 月 日
発効期日	年 月 日から有効
発行機関名及び印	千葉県 横芝町長 横芝町長
交付年月日	年 月 日

#### ○持参するもの

1. 今お持ちの老人保健受給者証
2. 印鑑
3. 保険証

\* 当日都合の悪い方は、役場住民課の窓口で更新いたしますので、国保係までお知らせください。